

介護職員初任者研修 支援事業の御案内

介護サービス事業者が、所属する初任段階の介護職員（介護関係の資格を有しない者等）に「**介護職員初任者研修**」を受講させるために負担する受講料に対し、助成します。

申請者 事業者

助成対象

受講料、テキスト代、修了試験代、実習費等
＜助成対象にならないもの＞

旅費、昼食費、被服費、追試験代等

※平成29年4月から平成30年2月末までに
修了したものに限りです

助成人数

・80名程度

※応募者多数となった場合、同一法人2名確保後
規模等により決定します。

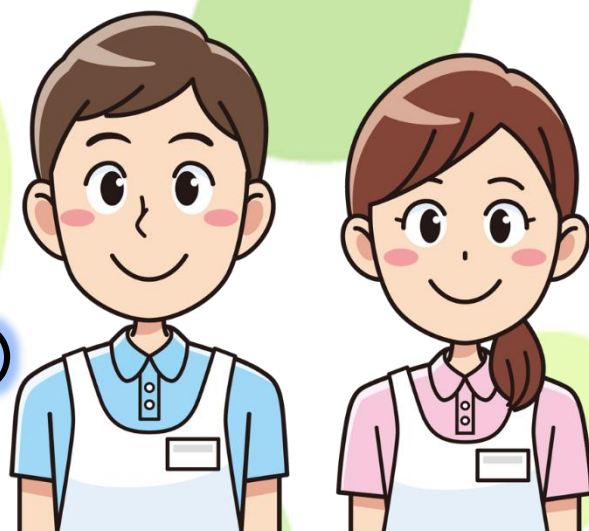
助成上限
5万円
※旅費は除く

応募締切

平成29年

8月25日 (金)

(必着)



※この事業は山口県からの委託で山口県福祉人材センターが実施しています。

基本的な助成の流れ



①申請

申請書に、研修の開催がわかるものを添付してください。
(申請先：福祉人材センター)

②交付決定 (不決定)

福祉人材センターより、交付決定(不決定)通知が届きます。

③実績報告

実績報告書に介護職員初任者研修修了証明書の写し、雇用契約書の写し、受講料を事業所が負担したことを確認できる書類を添付してください。

④額の決定

福祉人材センターより、助成金額の確定通知が届きます。

⑤請求・口座申出

助成金の請求書権口座申出書を提出してください。

⑥助成金振込

請求書を提出後、1～2週間程で指定口座にお振込いたします。
※振込通知等は送付いたしません。

- 申請書は当センターのホームページよりダウンロード出来ます。

<http://www.yamaguchikensyakyō.jp/jinzaicenter/>

山口県福祉人材センター

検索

◆お問合せ・申込み先◆

〒753-0072
山口市大手町9-6
山口県社会福祉会館内
TEL：083-922-6200

